

# 青森県報

号外第三十六号

令和三年  
三月三十一日  
(水曜日)

## 目次

### 公営企業

- 青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……一
- 青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(病院局) ……一
- 青森県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程……………(総務課) ……一
- 青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……二
- 青森県病院局職員給与に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……二

## 公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県公営企業管理規程第一号

#### 青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二百二十九条第三号中「年二・六パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。

### 附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

### 青森県病院事業管理規程第二号

#### 青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

- 青森県病院局の組織等に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
- 第三条中「情報管理課」の下に「、地域医療課、職員健康支援課」を加える。
- 第四条第一号イ中「こと」の下に「(地域医療課の分掌に係る事務を除く。)」を加え、同条中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。
- 七 地域医療課の分掌事務は、病院事業の総合的な企画、立案及び調整に関することと(病院の統合及び再編並びに県内自治体病院等との連携に関する事務に限る。 )とする。
- 八 職員健康支援課の分掌事務は、次のとおりとする。
- イ 職員の健康管理に関すること。
- ロ ハラスメント対策に関すること。
- 第六条第一項中「及び健康推進室」を「、健康推進室及び患者・家族支援室」に改める。
- 第七条に次の一項を加える。
- 11 患者・家族支援室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 看護相談の総括に関すること。
- 二 医療相談の総括に関すること。
- 第十条の二の次に次の一条を加える。
- 第十条の三 病院局に地域医療調整監を置く。
- 2 地域医療調整監は、管理者から特に命ぜられた事項について管理者を補佐する。
- 第二十二条第六号から第九号までの規定中「及び特命補佐」を「、特命補佐及び地域医療調整監」に改める。

別表第一 中央病院の項中

循環器センター  
センター長、副センター長、科に部長、保険診療管理監及び副部長

を

循環器センター  
センター長、副センター長、科に部長、保険診療管理監、副部長及び技師長

に

特定診療部門  
部門長、科に部長、副部長、技師長及び副技師長

を

特定診療部門  
部門長、科に部長、副部長、リハビリテーション指導監、技師長及び副技師長

に

看護部  
部長、次長、看護指導監、看護企画監、上席看護専門官、看護専門官、看護師長、副看護師長

を

看護部  
部長、次長、総括看護指導監、看護指導監、看護企画監、上席看護専門官、看護専門官、看護師長、副看護師長

に

健康推進室  
室長、次長、健康推進官

を

健康推進室  
室長、次長、健康推進官

に改

める。

別表第二 保険診療管理監の項の次に次のように加える。

リハビリテーション指導監  
リハビリテーションの指導及び特に命ぜられた事務に従事する。

別表第二 看護部の次長の項の次に次のように加える。

総括看護指導監  
看護技術の指導及び特に命ぜられた重要な事務に従事する。

別表第三中

総括主幹  
特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務に従事する。

を

総括主幹  
総務課長  
特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務に従事する。

に改める。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

青森県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員安全衛生管理規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「総務課長」を「職員健康支援課長」に改める。

第二十五条中「当該運営部の庶務担当の課」を「青森県立中央病院にあっては職員健康支援課、青森県立つくしが丘病院にあってはつくしが丘病院運営室庶務・管理課」に改める。

第二十六条中「総務課長」を「職員健康支援課長」に改める。

第一号様式中「総務課長」を「職員健康支援課長」に改める。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 病院局運営職給料表

第四条第一項中「精神保健福祉士」の下に「、社会福祉士、診療情報管理士」を加える。

別表第一の表中「病院局行政職給料表」を「病院局運営職給料表」に改める。

別表第二の表中「病院局行政職給料表級別基準職務表」を「病院局運営職給料表級別基準職務表」に改める。

別表第三のウの表に次のように加える。

診療情報管理士		
大学卒	短大卒	高校卒
一級二五号給	一級一五号給	一級五号給

別表第四のウの表中「社会福祉士」を「社会福祉士、診療情報管理士」に改め、同表に次の備考を加える。

備考

職種欄の「診療情報管理士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「三」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「五・五」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「八」とする。

別表第五のアの表病院局長の項に次のように加える。

地域医療調整監	三類
---------	----

別表第五のアの表中「<sup>〔</sup>総務課長  
中央病院薬剤部長  
つくしが丘病院運営室長  
を「中央病院薬剤部長」に、

「中央病院看護部次長」を「中央病院看護部次長  
中央病院総括看護指導監」に、

「副参事」を「<sup>〔</sup>副参事  
総務課長」に、

「中央病院医療の質向上推進監」を「中央病院医療の質向上推進監  
中央病院リハビリテーション指導監」に、

「中央病院看護企画監」を「中央病院看護企画監  
つくしが丘病院運営室長」に改める。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円